

春日井消防のあゆみ

春日井消防のあゆみ

春日井消防のあゆみ

年 号	～ 沿 革 ～
明治 27 年	・ 勅令第 15 号消防規則公布 ・ 勅令第 15 号発布に基づき県施行細目制定 ・ 勅令第 15 号による消防規則及び県施行規則に基づき、消防組を組織し勝川町においては、第 1 部から第 4 部まで、高蔵寺町は気噴消防組、坂下は坂下消防組を組織し、その他の地域においては大字単位毎に私設消防組を組織する。
昭和 14 年	勅令第 20 号により警防団令公布、各町村の警防団を設置、それぞれの地区別名を冠し、〇〇警防団として発足する。
昭和 18 年	春日井市制施行により町村毎の警防団を統合、春日井市警防団と改名する。
昭和 22 年 4 月	勅令第 185 号消防団令公布により警防団を解散、春日井市連合消防団を編成し、旧町村範囲に 1 団制を採用し、4 団 27 ケ分団、消防団員 1,350 人を定員として発足する。
昭和 23 年 3 月	消防組織法施行により自治体消防になると同時に春日井市連合消防団を春日井市消防団と改名し、消防事務を春日井市役所秘書課で取扱う。
昭和 24 年 4 月	春日井市消防本部及び消防署を設置し、署員 10 人をもって消防業務の一切を取扱う。
昭和 28 年 5 月	消防団の機動化を図り、1 団 4 ケ分団とし、消防ポンプ自動車 2 台を購入、第 1 分団及び第 3 分団に配備し、消防団の定員を 130 人に減じる。
昭和 31 年 9 月	王子製紙春日井工場から消防ポンプ自動車 1 台の寄贈を受け、消防署に配置。
昭和 33 年 1 月	・ 旧高蔵寺町、旧坂下町の合併により 1 町 1 分団制をとり、高蔵寺を第 5 分団、坂下を第 6 分団とし、各町所有の消防ポンプ自動車はそのまま配備し、消防団を 1 団 6 ケ分団とし、

年 号	～ 沿 革 ～
5 月 8 月 9 月	団員 194 人に改めた。 ・ 春日井市消防署高蔵寺分署を供用開始し、東部方面の消防力の強化を図る。 ・ 国消幹旋によるジープ車（ウイリス）3 台を購入し、高蔵寺坂下両町地区の山林火災に備え、第 5 分団東部班、第 6 分団北部班を新設し配備する。 ・ 市西部の名古屋空港の隣に第 1 分団西部班を新設。消防署所有の消防ポンプ自動車を配備し、西部密集地域に対する消防力の強化を図る。 ・ 消防団を 1 団 6 ヶ分団 3 班とし、団員の定員を 224 人に改める。 ・ 中短波陸上無線を購入。消防本部に基地局を配備し、消防署配備の 1 号車（消防ポンプ自動車）に移動局を積載運用、連絡の敏速化を図る。
昭和 34 年 4 月	水槽付消防ポンプ自動車（2,500ℓ）を購入、消防署に配備し職員の増員と併せて消防力の強化を図る。
昭和 35 年 11 月 12 月	・ 携帯用無線機を購入、消防署に配備し、山林火災の連絡強化を図る。 ・ 市役所構内に消防庁舎を新築移転し、救急自動車（プリンス）を購入、消防署に配備して救急活動を開始する。
昭和 38 年 11 月	日本損害保険協会から消防ポンプ自動車の寄贈を受け、消防署に配備し『火災保険号』と命名する。
昭和 39 年 4 月	高蔵寺分署を東出張所に改名。消防職員を増員し、常備消防力の強化を図る。
昭和 41 年 3 月 4 月 5 月 7 月	・ ライオンズクラブから救急自動車の寄贈を受け、消防署に配備し救急活動の強化を図る。 ・ 消防団員の定数を 127 人に改める。 ・ 可動動力ポンプ 3 台を購入し、第 1 分団西部班、第 5 分団東部班及び第 6 分団北部班に配備する。 ・ 消防署配備の救急自動車（プリンス）を東出張所に配備

年 号	～ 沿 革 ～
8 月 12 月	し、東部地区の救急業務の強化を図る。 ・ 超短波無線移動局 4 台を購入し、水槽付消防ポンプ自動車 2 台と消防ポンプ自動車及び救急自動車の各 1 台に積載して連絡の敏速化を図る。 ・ 18m級はしご付消防ポンプ自動車を購入、消防署に配備し、高層建築物の人命救助及び消防力の強化を図る。
昭和 42 年 3 月 10 月	・ 指揮車（トヨタクラウン）を購入し、消防署に配備する。 ・ 春日井市に災害防止パトロール隊が発足し、そのパトロール車（トヨペットコロナ）3 台及び超短波携帯無線機 3 台を購入。消防署に配備し市役所から要員 4 人を配置、消防職員と併せて各種災害防止の指導にあたる。
昭和 45 年 4 月 10 月	・ 災害パトロール隊、要員共に市役所市長公室所属に移す。 ・ 西出張所庁舎を新築し供用開始。
昭和 46 年 6 月 12 月	・ 軽四輪自動車 2 台を購入し、東出張所及び西出張所に配備。調査連絡車として運用する。 ・ 消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車を各 1 台購入、消防署に配備し、消防力の強化及び危険物火災に対処すべく運用を開始する。
昭和 47 年 5 月 6 月 8 月	・ 西沢工業所から指揮車の寄贈を受け、消防本部に配備する。 ・ 日本損害保険協会から化学消防ポンプ自動車の寄贈を受け、西出張所に配備し、西部方面の危険物火災に対処すべく運用を開始する。 ・ 救急自動車（マイクロ型）を購入。消防署に配備し、事故の大型化に備え救急業務の強化を図る。
昭和 48 年 12 月	35m級はしご付消防ポンプ自動車を購入。消防署に配備し、高層建築物の人命救助及び消防力の強化を図る。
昭和 49 年 3 月 4 月	・ 優良消防本部、団として消防庁長官から竿頭綬を授与。 ・ 機構改革を行い本部 2 課、1 署、2 出張所に改正する。

年 号	～ 沿 革 ～
10 月	・ 消防庁舎を梅ヶ坪町に新築。消防本部及び消防署を移転し供用開始。
12 月	・ 東出張所をコミュニティーセンターの新築により併設。移転し供用開始。
昭和 50 年	小型動力ポンプ付水槽車（10,000ℓ）を購入。消防署に配備し、消防力の強化を図る。
昭和 51 年	救急自動車を購入し、東出張所へ配備。これにより救急自動車は5台となり人口増に対する救急業務の強化を図る。
昭和 52 年	・ 救助工作車を購入、各種救助活動に対処すべく運用を開始する。 ・ 消防ポンプ自動車及び救急自動車を各1台購入。消防署に配備し、救急自動車は6台となる。
昭和 53 年	
7 月	・ 震災対策として、中央公園及び繁田公園に飲料水兼用耐震性防火水槽（100 m ³ 級）を設置する。
10 月	・ 東北部地区に出張所を供用開始、名称は東出張所とする。旧東出張所を高蔵寺出張所に名称変更する。
11 月	・ 40m級はしご付消防ポンプ自動車を購入。消防署に配備する。
12 月	・ 震災対策として、高蔵寺宮前公園及び白山小学校内に、耐震性防火水槽（100 m ³ 級）を設置する。また、街頭消火器の設置を開始し、市内全域に第1次分として1,910本を設置する。
昭和 54 年	
8 月	・ 照明電源車を購入し、消防署に配備する。
11 月	・ 市内全域に街頭消火器を第2次分として5,085本を設置する。
昭和 55 年	
8 月	・ 16m級屈折はしご付消防自動車を購入、消防署に配備する。
12 月	・ 市内全域に街頭消火器を第3次分として1,250本を設置し、全体で8,245本となる。
昭和 56 年	
3 月	・ 優良消防本部、団として消防庁長官から表彰旗を授与。
10 月	・ 西北部地区に出張所を新築。『北出張所』とし、供用開始に

年 号	～ 沿 革 ～
	に伴い消防団第2分団を併設する。 ・ 北出張所に、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車（10,000ℓ）、救急自動車、軽四輪ライトバン及軽四輪トラックを各1台購入、配備し消防力の強化を図る。
昭和 57 年 2 月 6 月 10 月 11 月 12 月	・ あらゆる気象条件下においても調査、指揮可能である四輪駆動車を2台購入し、指揮車として消防本部及び消防署に配備する。 ・ トラック（防災資材運搬車）を購入し、消防署に配備する。 ・ 坂下公民館開所に伴い消防団第6分団を公民館内に併設する。 ・ 愛知県共済生活協同組合から指揮車の寄贈を受け、消防本部に配備する。 ・ 消防の頭脳である通信指令装置の整備（指令台の増強、車両運用表示盤、緊急情報現示システム等の導入）により出動体制の敏速化、的確な活動体制など合理的運用を図る。 ・ 防火PR、出火の場所など問合せ等に対しテレホンサービスを開始する。
昭和 59 年 3 月 11 月 12 月	・ 篠木町8丁目消防訓練場の一部を車両操作訓練場（1,774㎡）として舗装整備する。 ・ 消防本部に地震計を配置し、地震時の対応を強化する。 ・ 日本損害保険協会より16m級屈折はしご付消防ポンプ自動車の寄贈を受け、西出張所に配備し、『火災保険号』と命名する。
昭和 60 年 11 月 12 月	・ 南部地区に出張所を新築。『南出張所』とし、供用開始に伴い消防団第4分団を併設する。 ・ 南出張所に消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車（10,000ℓ）、軽四輪ライトバン及び軽四輪トラックを各1台購入し、配備する。 ・ 愛知県共済生活協同組合から救急自動車の寄贈を受け、南出張所に配備する。

年 号	～ 沿 革 ～
昭和 62 年 4 月	消防法改正により、消防署に特別救助隊、東出張所に救助隊を設置し、救助資機材総合整備事業により救助資機材を整備する。
平成元年 2 月 4 月	・ 愛知県共済生活協同組合から広報車 1 台の寄贈を受け、消防本部総務課に配備する。 ・ 消防団第 1 分団詰所を八光学習等供用施設（柏井町 1 丁目）に併設、開所する。
平成 2 年 3 月 4 月 5 月 7 月	・ 新緊急情報システムを導入、通信網の強化を図る。 ・ 消防本部の機構改革により市役所新庁舎 6 階に通信指令室を置く。また、新緊急情報システム及び各署所に設置した予防情報収集装置の運用を開始し、通信指令業務の充実運用を図る。 ・ 消防団第 3 分団詰所を篠木町 5 丁目に開所する。 ・ 市役所新庁舎建設に伴い、庁舎 7 階に消防本部事務室を移転する。 ・ 第 35 回愛知県消防操法大会が当市総合体育館にて開催され、春日井市消防団（第 4 分団）が入賞する。
平成 3 年 11 月 12 月	・ 東出張所の救助隊を特別救助隊とし、新鋭の救助工作車を配備し、東北部地区の救助体制の強化を図る。 ・ 通信指令室に緊急通報システムを設置し、運用を開始する。
平成 4 年 5 月	消防署に「防災展示室」を開設し、市民の防災意識の向上を図る。
平成 5 年 3 月	財団法人航空公害防止協会から査察車の寄贈を受け、消防本部予防課に配備する。
平成 6 年 3 月	・ 財団法人日本損害保険協会から高規格救急自動車の寄贈を受け、消防署に配備する。 ・ 財団法人空港環境整備協会から人員輸送車 1 台の寄贈を受

年 号	～ 沿 革 ～
	け、消防本部総務課に配備する。
平成 7 年 1 月 3 月 7 月 11 月 12 月	・ 兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）被災地へ愛知県隊として職員 29 人を派遣する。 ・ 財団法人空港環境整備協会から災害発生時の指揮本部、救護所としてエアーテント 1 式の寄贈を受け、消防署に配備する。 ・ 救急救命士による高度救命処置救急運用開始。 ・ 緊急消防援助隊を編成、東京都江東区豊島 6 丁目「東京ガス豊島工場跡地」で実施の緊急消防援助隊合同訓練へ派遣する。 ・ 災害現場での指揮体制の強化を図るため指揮車を購入、消防署に配備する。
平成 8 年 3 月 6 月	・ 阪神・淡路大震災を教訓に防災意識の啓蒙を図るため防災指導車を購入し、消防本部に配備する。 ・ 愛知県総合防災訓練が本市熊野グラウンドで実施される。
平成 9 年 3 月 11 月	・ 消防本部及び各署所に設置した予防情報システムを更新する。 ・ 集団災害訓練を鷹来町消防訓練場で実施する。
平成 10 年 3 月	携帯電話からの 119 番緊急通報の管外転送等の愛知県第 5 ブロック代表消防本部となる。
平成 12 年 2 月	愛知県共済生活協同組合から査察車 1 台の寄贈を受け、消防本部総務課に配備する。
平成 13 年 3 月 7 月 10 月	・ 災害現場から最も近い消防、救急、救助隊を出場させることを可能とする消防緊急通信指令施設、消防車両動態管理情報システム及び発信地表示システムの整備を行い、通報から現場到着までの時間短縮を図る。 ・ 聴覚障がいのある市民に対して携帯電話の電子メール機能を使い、火災発生等を伝える火災情報サービスを始める。 ・ 第 74 回全国消防長会予防委員会が本市で開催され、専門的

年 号	～ 沿 革 ～
	な事案を検討・審議し、具体的な施策の措置推進を図り、対象物に応じた防火安全対策の推進と適正な予防行政を検討する。 ・ 緊急消防援助隊として、中部近畿ブロック合同訓練に参加する。大規模災害における消防機関相互の救援体制の充実を図る。
平成 14 年 3 月 9 月	・ 消防隊の防火服をセパレート式に更新する。 ・ 第 8 回愛知県尾張地区消防大会が本市で開催され、広域消防体制の確立と災害のない社会作りが検討、協議される。
平成 15 年 4 月 12 月	・ 他の署所に先だち、通信指令室の勤務体制 3 部制が試行される。 ・ テロ対策用特殊救助資機材として、消防庁（消防防災設備整備費補助金）補助事業にて消防署に陽圧式化学防護服、除染シャワー及び除染散布器を配備する。 ・ 愛知県防災航空隊との合同訓練を 2 日間にわたり、想定を変えて本市廻間町地内及び細野町地内で実施する。
平成 16 年 2 月 4 月 6 月	・ 緊急消防援助隊愛知県隊の合同訓練が本市明知町地内で開催される。 ・ 勤務体制 3 部制が施行される。 ・ 増加の一途を辿る救急出動に対応するため消防署に救急隊を 1 隊増加し、救急隊は 7 隊運用となる。 ・ 福井県嶺北地方集中豪雨災害被災地に緊急消防援助隊愛知県隊として 7 人を派遣。
平成 18 年 7 月	平成 18 年度から消防の訓練場を鷹来訓練場から篠木訓練場へ移す。
平成 19 年 12 月	通信指令室の消防緊急通信指令施設の機器のオーバーホールを実施する。
平成 20 年 2 月	・ 平成 20 年度から救急隊を 1 隊増隊することに伴い、愛知県（消防施設整備費補助金）補助事業にて高規格救急自動車を

年 号	～ 沿 革 ～
3 月 11 月	東出張所に配備する。 ・ 西出張所の庁舎補強工事を実施する。 ・ 愛知県・春日井市総合防災訓練（林野火災対応）を廻間町地内多目的広場で実施する。
平成 22 年 6 月	「緊急消防援助隊全国合同訓練」に救助部隊、後方支援部隊が参加する。
平成 23 年 3 月 4 月	・ 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生に伴い、緊急消防援助隊愛知県隊（第 2 次隊、第 5 ～ 9 次隊）として、42 人派遣する。また、日本水道協会から依頼を受けたため給水隊として、上下水道部職員とともに、5 部隊（消防職員は 3 部隊）26 人（消防職員は 9 人）派遣する。 ・ 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生に伴い、緊急消防援助隊愛知県隊（第 10 ～ 16 次隊）として、49 人派遣する。また、日本水道協会から依頼を受けたため給水隊として、1 部隊 4 人（水道部職員のみ）派遣する。
平成 24 年 4 月 7 月	・ 消防団本部を設置する。 ・ 初の女性消防団員 1 人を採用する。
平成 25 年 2 月	一般財団法人日本損害保険協会から、小型動力ポンプ付積載車の寄贈を受け、団本部に配備する。
平成 26 年 1 月 3 月 10 月	・ 愛知県共済生活協同組合から消防広報車 1 台の寄贈を受け、消防総務課に配備する。 ・ 優良消防本部、団として消防庁長官から竿頭綬を授与。 ・ 御嶽山噴火災害の発生に伴い、緊急消防援助隊愛知県隊（第 7 次隊、第 21 次隊及び第 29 次隊）として、15 人派遣する。
平成 27 年 4 月	高機能消防指令システム及びデジタル消防救急無線システムを整備し、運用を開始する。
平成 28 年 4 月 5 月	・ 機構改革を行い、消防本部に消防救急課を創設する。 ・ 中部大学機能別分団を発足する。

年 号	～ 沿 革 ～
平成 29 年 6 月 10 月	- 春日井市消防本部特別消火隊が消防署に発足し運用する。 - 春日井市消防団が総務大臣感謝状を受賞。
平成 30 年 7 月	平成 30 年 7 月豪雨の発生に伴い、緊急消防援助隊愛知県隊（第 2 次隊及び第 3 次隊）として、11 人派遣する。
平成 31 年 4 月 令和元年 10 月	電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番通報等多言語対応を開始する。 聴覚、音声、言語機能等に障がいのある方を対象とした Net 119 緊急通報システムを開始する。
令和 2 年 4 月	新型コロナウイルスの感染者拡大に伴い緊急事態宣言が発出され、消防本部 3 課において在宅勤務と分散勤務を 6 月まで実施する。
令和 3 年 2 月 3 月 5 月 7 月	- 西出張所の屈折はしご付消防自動車の運用を停止する。 - 春日井市消防団が、消防団等地域活動表彰を受賞する。 - 寄附により高規格救急自動車を更新し、消防署に配備する。 - 静岡県熱海市土砂災害の発生に伴い、緊急消防援助隊愛知県隊（第 1 次隊、第 3 次隊）として、9 人派遣する。
令和 4 年 3 月 8 月	- 消防施設再編整備計画を策定する。 - 春日井市消防団が第 67 回愛知県消防操法大会において、入賞する。 - 寄附により高規格救急自動車を 2 台更新し、東出張所及び西出張所に配備する。
令和 5 年 3 月 4 月 7 月	- 消防庁（消防団無償貸付車両）事業にて、第 3 分団車を更新する。 - 機構改革により、通信指令室を通信指令課へ改正し、消防本部 4 課体制とする。 - 化学消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車をそれぞれ水

年 号	～ 沿 革 ～
	槽付消防ポンプ自動車に更新し、東出張所に配備する。
令和 6 年 1 月	・ 令和 6 年能登半島地震の発生に伴い、緊急消防援助隊愛知県隊（第 1 次隊～ 8 次隊、第 10 次隊）として、86 人派遣する。
4 月	・ 消防庁舎を北城町 3 丁目に新築。消防署及び消防団第 3 分団詰所を移転し供用開始する。 ・ 消防署の移転に伴い、東出張所配備の特別救助隊及び救助工作車を南出張所に配置替えする。
8 月	・ 令和 6 年蒲都市土砂災害の発生に伴い、県内応援部隊（第 3 次隊）として、5 人派遣する。
9 月	・ 令和 6 年 9 月奥能登豪雨の発生に伴い、緊急消防援助隊愛知県隊（第 1 次隊～ 4 次隊）として、26 人派遣する。
11 月	・ 寄附により消防総務課の軽四輪ライトバンを更新する。
令和 7 年 4 月	・ 組織改正により、消防総務課に企画広報担当、消防救急課に警防装備担当を設置する。 ・ 職員の健康維持を目的に、一斉仮眠体制を開始する。
10 月	・ 地震体験車の寄附を受け、消防署に配備する。
11 月	・ 春日井市消防団が、第 77 回愛知県表彰を受賞する。
令和 8 年 1 月	・ 「林野火災警報等」の運用を開始する。 ・ 消防出初式において、愛知トヨタと協力して共同予防啓発活動を実施する。 ・ 「林野火災注意報」の運用を開始する。